

専門図書館の定義

Definition of Special Libraries

前園主計

*Shukei Maesono*

*Résumé*

At present, many special libraries exist, providing actively services for their users. There are, however, not enough studies on special libraries, and only few of the studies are of help in solving problems of special libraries.

First of all, the concepts relating to special libraries should be clearly defined to carry out theoretical studies on special libraries. Nevertheless, we have never had a definition of the special library which would be acceptable.

The writer of this paper has examined about forty definitions of the special library made by Japanese and foreign authors, and found some common criteria among these definitions which are used for sorting as the special library or not. The criteria adopted in the most cases are concerned with the special subject field, the institution in which the special library has been set up, and the type of users, and subsequent criteria are concerned with the type of services and the staff of the special library. Only a few definitions have adopted the function and the size as criteria of the special library.

The majority of about forty definitions of the special library examined by the writer use the term or concept, "library," within the definitions. The fact that these definitions try to explain the special library using the term or concept, "library," is the very reason why the present definitions can not always explain the reality of the special library. As a result, these definitions may explain some phenomena of the special library but never clarify substance of its activities.

Among the definitions examined by the writer, those by L. H. Morley and P. Wasserman define the special library from the viewpoint of its roles. Supporting their viewpoint and paying attention to the special library's *raison d'être*, the writer defines:

---

前園主計. 青山学院女子短期大学助教授

Shukei Maesono: Assistant Professor, Aoyamagakuin Women's Junior College.

“A special library is an internal unit of an organization set up by it for the purpose to make available recorded information originated outside and needed for activities of the organization.”

- I. 問題意識
  - A. 定義の現段階
  - B. 定義の意義
- II. 従来の定義・表現
  - A. 専門主題中心の定義類
  - B. 設置母体中心の定義類
  - C. 利用者中心の定義類
  - D. その他の判定規準をもつ定義類
  - E. 複数の規準をもつ定義類
- III. 結論
  - A. 判定規準の整理
  - B. 定義の考え方と一私案

## I. 問題意識

### A. 定義の現段階

専門図書館についての定義が、これまで皆無だったわけではない。多くの文献の中で、かなりの人が専門図書館の定義にふれているし、そのうちの何人かはこの問題に真正面から取り組み、一応の定義を導き出している。<sup>1)</sup>

しかしながら、専門図書館の普遍的な定義はいまだに存在しない。<sup>2)</sup> 諸派諸説入り乱れていて、定義が定まらないのではない。どの定義も、自称専門図書館の関係者を、十分納得させるに至っていないというのが実情である。

専門図書館の関係者として、ここではこれにかかわる実務家と学者を念頭においているが、彼らが納得しない主な理由はつぎの点に集約される。

(1) 提唱されている定義のほとんどが、現実専門図書館と目されているものをすべて包含しようとして、専門図書館と見られていないものも含めてしまっている。

(2) 一部の定義はある種の専門図書館にしかあてはまらない。

いずれにしろ、これまでの定義はどれも、現実専門図書館と見られているものを包括的にびたりと表現していないというわけである。

専門図書館をうまく定義できない一因としてはまず、

現実に存在するいわゆる専門図書館の多種多様性が考えられる。わが国だけに限ってみても、専門図書館と目される機関は結構多いし、さまざまな形態や活動をもっている。専門図書館協議会の編集発行した「専門情報機関総覧 1976」<sup>3)</sup>には、昭和50年5月現在で2,006機関が収録されている。これを調査するのにアンケート用紙が4千通以上発送されており、現実に専門図書館と見られるものは何千というオーダーで数えられそうである。機関数が多くなれば、それだけ多様性も増すと思われる。

この総覧に掲載されている各機関の内容をべっ見ただけで、お互いに共通している点がそう多くないことに気づく。そのわずかな共通点の中から、他の種の図書館および図書館以外の機関に見られない、専門図書館独特の点を拾い出そうとしても、一見何も拾い出せないように思われる。というのもこの共通点は、現象として出ている特性・特徴に類するものがほとんどで、この現象が他種の一部の図書館その他にも現われているのを見つかるからである。定義はその特性を生み出している根本的な問題にふれない限り、導き出せないだろうということを知られる。<sup>4)</sup> 少なくとも、専門図書館を表面的に眺めていただけでは定義できないと感じさせる。

D. J. Foskett は専門図書館の定義のむつかしさをつぎのように表現している。<sup>5)</sup> “専門図書館は見ればわかるのだが、これを定義しようとしても、まるでねずみを追

いかける犬みたいにつかまえられる。” Foskett は多分、社会科学の手法も採用してみたことだろう。すなわち、対象とする社会事象を集め、これを分析して傾向をつかみ、そこから原理原則を引き出そうとする試みも行ない、これを表現する方法も考えたにちがいない。こうした試みの結果、彼は後述するような定義を導き出したと思われるが、定義の提唱の何年か後に至っても、このように言っているのである。

専門図書館と見られるものの多種多様性が、専門図書館の定義の成立を困難にし、たとえ提唱されてもその関係者の圧倒的支持を得られないとすれば、さかのぼってこの“専門図書館と目されるもの”にメスを入れる必要がありそうである。この点に関しては原田 勝も“偶々多くの共通要素も含むことにはなるが、まったく異質の識別基準に基づいて構成されている集合を専門図書館として理解して、この基準によって判断を下しながら、専門図書館か否かは‘見ればわかる’と考えているのではないだろうか”<sup>6)</sup>と疑問を呈している。

一体、専門図書館関係者の念頭にある識別規準は何か。もしそこに、専門図書館の識別規準がいくつもあるとすれば、どんなものがいくつあるのか。場合によっては、それらの規準を関係者の納得できるものにまとめられないのか。いずれにしろ、この“念頭にあるもの”を洗い出す作業は一度手がけてみるだけの価値がありそうである。うまく行けば、対象とする事象を明確にでき、究極的に、あるいはそこに至る過程で、普遍性のある定義を引き出せるかもしれない。

関係者の念頭にある専門図書館の識別規準を洗い出すには、これを念頭においている人々に、これを吐露してもらうほかに手がない。一人でいくつも規準を持っている人もいよう。莫然としていてうまく表現できない人もいよう。しかし、定義を万人のものとし、ひいては専門図書館学を現実と遊離しない実証的なものとするには、必要なプロセスである。

ただし、この必要なプロセスにも近道が準備されている。端的に言えば、専門図書館関係者の念頭にあるものが、すでに随所で表現されたり、まとめたりされているので、これを拝借するということである。先述の「専門情報機関総覧 1976」にも、どんな規準で収録機関を抽出したかが掲げている。そして何よりも、これまでに提唱された数多い定義や定義らしい表現の中に、その識別規準がひそんでいる。これらの中にある規準を整理してみるのもまた、必要なプロセスのために役立つ一プロセス

ともなるであろう。

## B. 定義の意義

多くの人が、定義はそれほど問題ではないと言うかもしれない。そしてその根拠として、これまで普遍的な定義なしにすませてきた事実をあげるに違いない。確かにそのとおりで、こうした状況はむしろ都合のよい定義をいつでも採用できる便利ささえ提供している向きがある。

しかし果してこれでよいのか。俗に言う専門図書館界は順風満帆で、特に問題はないのか。あるいは専門図書館をとりまく社会から何ら問題の提起はないのか。社会の成長や人類の進歩に十分貢献しているのか。答えはノーである。不景気になるとただちに予算をカットされ、職員数も他の部門に先がけて減らされるこの事実はどうだ。中には専門図書館の存在さえ知らない人もいるし、知っているも必要悪と見ている——この現実はどうだ。

専門図書館の普遍的な定義が確立されれば、これらの状況が一変するというのではない。専門図書館の役割や活動はもっと社会的に認識されてしるべきものであり、もっと社会的に力強くなりうると思うから言っているのである。それにはこれまでのように経験に頼るだけでなく、これらをもっと科学的に解明し、理論的に割り出す必要があると言いたいのである。この科学的・理論的追究にあたり、しっかりした定義は欠かせないものであることを言いたいのである。

つまり専門図書館の定義固めの問題は、専門図書館問題に深く切りこむための一つの糸口ということである。定義を含め、専門図書館の関係する概念を明確におさえなければ、専門図書館問題を科学的にあるいは理論的に解明できかねるということである。こうした結果、専門図書館が理論的支柱を持つことができれば、この世界は一層充実したものになるのではないかと思われる。専門図書館界は現在、その力をその所属する機関内や社会に認めさせるために、ともかく役に立つ存在という実績作りにはまい進している。この実務の世界に理論面からの援護射撃があれば、専門図書館自体の充実も、また一般社会への説得力の増強もはかれよう。さらにふえんすれば、このことはひとり専門図書館界のみならず、人類の進歩を促がすことにつながるかもしれないし、ひいては図書館界のでこ入れにつながるかもしれないのである。

従来、専門図書館界は少なくとも情報検索に関して、かなりの成果をあげてきている。これはこの世界の内容の充実にはかならない。また一部の専門図書館は、それぞれの関係する分野で相当高く評価されてきている。こ

## 専門図書館の定義

れはそれらの分野の向上進展に大きく寄与していることを物語る。以上のような事実は、専門図書館の可能性を示唆するとともに、技術面だけでなく哲学面がそこに必要であることを気づかしめる。

専門図書館の関係者は、そこに一つの分野の存在を認めながら、そしてそれが有用な社会的インフラであり、伸びる可能性を秘めていると感ずきながら、その解明をなおざりにしてきている。その理由としては次のような事項をあげることができよう。

- (1) 一見して専門図書館の問題は組織体内部の問題で、社会的広がりを持たないと感じられた。
- (2) 関係者の大部分が実務家のため、多忙で、研究的時間や労力をさげなかった。
- (3) 実務家はその組織体の中で異動させられ、あるいは退職し、専門図書館問題にじっくり取り組む人に育たなかった。
- (4) もし取り組もうとしても、社会科学的アプローチは前述の定義問題にみるように、相当の困難が行く道をさえぎっていた。
- (5) 図書館学の亜流と考えられ、図書館学の進歩によって自動的に歩むものと思われた。

言うまでもなく、これらの現実や見方は現存している。しかし専門図書館の息吹きは、もう見方を変え、障害に挑むまでに高まっていると見られる。<sup>7)</sup>ここに一文を呈するのは、専門図書館問題の掘り下げの一助にという気持がないわけではないが、むしろこの息吹きに押されたからといった方が正しい。ここで今、誰からも評価される普遍的な定義を提唱できるつもりはないが、その作業の持つ意義の大きさにひかれたからである。

さて、以下にこれまでに発表されている、あるいは何かのついでに表現された専門図書館の定義、または定義らしきものを眺めてみる。もちろん、定義類の中にある“専門図書館と目される”と判定する規準に注目しながらである。これを通じてあわよくば、専門図書館という事象を固めたいし、さらには一つの定義に到達することを狙いたい。もっとも定義類は、これを羅列的に眺めてもここでは混乱を招くだけであるので、筆者の方であらかじめ各定義や表現から判定規準をとり出し、この規準別に整理して述べることにする。

## II. 従来の定義・表現

### A. 専門主題中心の定義類

このグループにはいる定義や表現は、専門図書館とい

う言葉の中にある“専門”に着目し、これが専門分野または専門主題を意味していると理解し、構成されているものである。むろん中には字句の解釈をさしおいて、実情によって表現したところ、結果的に専門主題という規準を採ることになった定義もあろう。では、このような規準を念頭においてと推察される定義類のいくつかを、以下に掲げてみよう。

- ① 専門図書館とは特定専門分野に関して、専門情報を記録している資料を収集し、これをもって情報あるいは資料を提供する組織である。(専門図書館協議会 DECISION グループ, 1972年)<sup>8)</sup>
- ② 専門図書館はある所定の主題に関し、あるいはそれと関係をもつ一群の主題についての専門的特殊的集書をもつ点で、一般図書館・公共図書館と区別される。(竹林熊彦, 1955年)<sup>9)</sup>

まず、新旧二つの表現を並べてみた。①は専門図書館協議会の一組織である研究調査委員会の言葉で、表現された時点も比較的に新しい。専門図書館協議会の関係者は、専門図書館とみる規準として、この‘特定専門分野’が念頭にあるらしく、このほかに、他の規準と組み合わせて表現されてはいるが、特定‘専門分野’という言葉の登場するものをいくつも発表している。<sup>10)</sup>

②は、わが国で専門図書館について最初にまとめられたと目される単行本「特殊図書館」に掲げてあるものであるが、少し注釈を要する。竹林は特殊図書館 (Special library) として専門図書館 (Specialized library), 職能図書館 (Professional library), 狭義の特殊図書館 (例: Hospital library, Prison library) の三種をあげている。現在わが国で専門図書館といえば、英語で Special library と呼ぶものの意味であることは述べるまでもないが、竹林のこの表現は、氏の分類による専門図書館 (Specialized library) について述べたものである。

ここであえて竹林の表現を掲げたのは、竹林がわが国では早くから専門図書館問題に取り組んだ人であり、その人の考えが出ていると思ったからである。それに、わが国の専門図書館協議会には狭義の特殊図書館がほとんど加入していないし、竹林は職能図書館も‘特定専門分野’を持つと考えている向きがうかがえるので、対比できると思ったからである。

ところで、専門図書館の定義や表現を集めていると、この‘専門主題分野’の規準を内包しているものが、わが国では圧倒的に多いのに気づく。多くは、この規準と

その他の規準の組み合わせになっているが、つぎのような表現または定義は、やや「専門主題分野」に力点がおかされているものである。

③ 専門図書館と（ここでいうの）は、ある特定の専門（主題）分野の情報を選択収集し、組織蓄積し、特定の利用者の要求に応じて提供する「図書館」を指す。（沢本孝久、1966年）<sup>11)</sup>

④ 専門図書館は、狭い限られた分野に関する資料を集め、限られた専門家の要求に応じてサービスをする機関である。（岡田 温、1966年）<sup>12)</sup>

いずれも冒頭部分に「特に限定した分野」の語句があり、この概念つまりここでいう規準が強く感じられる。後の部分は「情報・資料を収集し（組織蓄積し）提供・サービスする」図書館の業務説明で、最後の図書館や機関にかかるものである。（この図書館や資料を持つ機関という規準については後述するので、ここでは深く立ち入らない。）

もっとも、この二つの表現とも「特定の利用者」とか「限られた専門家」という規準を含んでいると考えられる。弱いとは言いながら、複数規準をもつ定義だとも言える。しかし、こう考えることもできる。すなわち、ある専門分野の資料しか取り扱わない図書館であれば、その利用者はその分野に関与する人々だけ、主として専門家にしぼられる。かりにこの語句が専門家の中でも限られた一部の人達という意味があっても、この論理にかわりはない。このような考え方をとると、この語句は「特定専門分野」を強く意識した結果、当然ひき出されたものと見られる。

二人ともわが国の図書館界の人であるが、海外でも図書館界の人達を巻きこんで、専門図書館関係者の活発な発言が数多く見られる。

⑤ 一般に、専門図書館という言葉は、特定の主題、または主題群にかかわる文献を主として取り扱う図書館を意味している。（J. E. Wright, 1962年）<sup>13)</sup>

⑥ ある図書館を専門図書館と呼ぶせるのは、取り扱う分野が専門化しているからである。（S. R. Ranganathan, 1949年）<sup>14)</sup>

このほか、他の種の規準と共に「専門主題分野」という言葉が登場する定義はかなり多い。つぎはその例である。

⑦ 専門図書館は、ある個人、会社、学協会、官公庁その他の組織体によって維持され、基本的にはある専門分野に寄与し、特定の利用者に特殊なサービス

を提供する情報資料を有するものと定義できよう。（SLA, 1948年）<sup>15)</sup>

⑧ 専門図書館の概念は（イギリスでは19世紀末に拡がったが、当時）学協会その他のスポンサーによる、特定主題分野におけるコレクションという意味で用いられた。（A. W. Johns, 1968年）<sup>16)</sup>

この⑧を述べている Johns は、Kruzas がアメリカの専門図書館の歴史を調べたように、イギリスの専門図書館の歴史を調べている人である。彼女は、この⑧が載っているその著書 *Special libraries* で、イギリスでは、今世紀にはいって、さまざまな進展があったが、専門図書館を専門主題分野と切り離して考えた人はいなかった事情を書いている。<sup>17)</sup>

アメリカにおいても19世紀にこの規準が支配的だったことは Kruzas が指摘している。<sup>18)</sup> 彼はまた、1941年に出た UDC の第4国際版にも「専門図書館は専門分野の資料をもっている図書館」と書いてあることなどをあげ、今世紀も生き続けている概念と言っている。これを裏づけるように、*Encyclopaedia Britannica* も、今世紀初頭、さまざまな専門分野のコレクションがふえ、結果的に専門図書館協会つまり SLA が誕生したと書いている。<sup>19)</sup>

アメリカやイギリスに専門図書館の概念が拡がった頃、「専門主題分野」が専門図書館の一つの大きな判定規準であったことは、ほぼ間違いない。それのみか、現在でもこの規準の底流する感覚は息づいていると言えそうである。アメリカやイギリスの専門図書館の定義を洗い出した Musiker は、つぎのように言い切っている。

⑨ 20世紀を通じて、特定主題分野と結びついた専門図書館という概念が、専門図書館のあらゆる考え方にしみこんできている。（R. Musiker, 1970年）<sup>20)</sup>

わが国だけでなく海外でも、この「特定専門主題分野」は、ある機関を専門図書館と見る際の大きな評価要素のようである。しかし、この評価規準で判定したら、あらゆる図書館がほとんど専門図書館にはいって来るといふことにもなりかねない。この問題点は最終章にまわし、ここではもう少し、別の規準を含む定義類をみてみよう。

## B. 設置母体中心の定義類

専門図書館の関係者が、専門図書館をよく知らない人に対して、これを一口で説明する際に、つぎのように表現しているのをよく聞く。

⑩ 専門図書館とは会社や団体の設置している資料室

## 専門図書館の定義

や図書室のことである

この表現は特に、企業体に勤務している人に対して、好んで用いられる。彼らに勤務先の資料室や図書室を想起させ、具体的に理解してもらえる場合が多いからである。

もちろん、わが国の大部分の人が図書館を知っている。小中高校の学校図書館を知らない人はまずいまい。人によっては大学や短大の大学図書館も知っているし、県立や市立の俗にいう公共図書館も知っている。こうした常識を考慮して、この表現は一般の人々に対しても用いられることは言うまでもない。

この万人の常識の中には、学校図書館は学校が、大学図書館は大学が、公共図書館は地方自治体が、それぞれ設置しているという常識もはいつていると考えているわけである。この前提の上に立って、設置母体を言い、専門図書館を浮き彫りにしようという意図である。

ただこの表現は、簡単な説明のための文言であって、文献には見当らない。言葉を吐いている人が、これが専門図書館の概念を正確に表わしているとは思っていない証拠であろう。

しかしながら、つぎのような表現は、むしろ図書館界で時折使われ、文献の中にも登場している。<sup>21)</sup> この言葉も常識を前提にし、文言の奥に設置母体の観念を底流させていることにかわりはないのだが、歴史的ないきさつの匂いがただよっているためか、使う人が少ない。

⑩ 専門図書館とは学校図書館、大学図書館、公共図書館以外の図書館である。

もっとも、これを専門図書館の定義と思っている人はまずいない。その理由の一つは、この言葉が専門図書館を具体的に表現していないからである。常識に訴えて理解させようとしながら、その常識で知っているものを除くと結んでいて、これほど不親切な言い方はない。しかし、説明的表現とは言っても、これらがそこに「設置母体」の規準を持ち出している点は注目に値する。

わが国の専門図書館協議会が設立されたのは1952年であるが、その設立経過をみると関東関西とも、専門図書館の設置母体、俗に親機関と呼ぶものが大きな役割を果たしていることがわかる。<sup>22)</sup> 親機関が資料面で相互に提携しようとして協議会が生まれ、したがって機関会員制度がとられている。現在この協議会の会員だけが専門図書館と見られているわけではないが、わが国では暗黙裡に、設置母体という要因が専門図書館の判定規準の中にひそんでるように思われる。設置母体とか親機関とかの言葉が挿入されていなくても、表現されている文句の中に、

これが根を下していると言える。例えば、前項の「特定主題分野」の概念の中には、親機関は何らかの専門性を有しているという思考法で、設置母体の概念が送り込まれている、と言える。

さて以下に、この設置母体の登場する定義をみてみよう。

⑫ 専門図書館とは官庁、会社、銀行、団体及び研究機関の付属図書館で、何々省図書館とか何々研究所図書室とかの名称と呼ばれ、夫々機関の業務上必要な図書、雑誌、パンフレット、其他の参考文献を収集、整理、保管、利用を図る目的で設置せられているものを言う。(石川長寿、1954年)<sup>23)</sup>

⑬ (専門図書館とは) 官公庁、地方議会、会社、研究所などに設置され、その機関の事業に関係の深い分野の資料を中心に収集する図書館。利用は普通その機関に属する人に限られる。(森 耕一、1970年)<sup>24)</sup>

この二つの定義はそれぞれ、「機関の業務上」とか「事業に関係の深い分野」とかの語句をひきずり、別の判定規準を併せ持っていると考えられる。このように、設置母体を中心に据えた定義は、図書館という規準を除いても、その他の規準を持ちこんできているのが一般的である。専門図書館協議会の表現にも、これが踏襲されている。

⑭ 特定分野についての情報資料を収集・整理・保管し、利用者に対し情報提供のサービスをするために設けられた官公庁、特殊法人、民間企業体、大学、学協会、独立調査機関などの内部の(専門)組織、ならびに上記サービスを主たる業務とする独立機関。(専門図書館協議会総覧編集委員会、1972年)<sup>25)</sup>

海外に目を移そう。わが国の協議会に対応するアメリカの SLA が、やはり「個人、会社、学協会、官公庁その他の組織体」という言葉を専門図書館の定義の中に盛りこんでいるのは、⑦で紹介したところである。ところがユネスコも、この規準を一応前面に押し出しているのである。

⑮ (これらの) 専門図書館は、議会、政府部局、科学技術研究機関、学会、専門団体、博物館、業種団体、商工会議所などさまざまな組織体が付置している。(Unesco、1958年)<sup>26)</sup>

これも複数規準で、次項で紹介するような前半があるのだが、かなり強くこの後半が響いている。このほかの例をさらに引くと、つぎのようなものがある。

⑯ 専門図書館は、企業体、専門団体、政府、業種団

体などの専門的関心を満たすために設置され、これらの組織の一部門として活動するものである。(E. Ferguson, 1953年)<sup>27)</sup>

- ⑰ 〔専門図書館は〕特定機関において、現在だけでなく将来を見こした情報要求に応えるサービス部門で、技術的専門的業務とともに管理運営も行なうライブラリアンが、少なくとも一人はいてサービスを行なうところである。(Encyclopaedia of librarianship, 1976年)<sup>28)</sup>

海外には、この設置母体を織りこんだ定義が比較的少ない。というより、この親機関という規準は、つぎの項で述べる利用者という規準にすり替っているか、あるいは吸収されていると言える。ただ、この設置母体を規準とする定義は、官公庁がとりあげられた時、公共図書館や大学図書館もはいつてくるという弱点を持っている。

### C. 利用者中心の定義類

意外なことにわが国では、このグループに属する専門図書館の定義ないしは表現がそう多くない。

- ⑱ 専門図書館とは、限られた数の専門家、科学者、調査員、研究者などとよばれる人々の情報に対する要求に応じてサーヴィスすることを主要な目的としている図書館である。(長沢雅男, 1965年)<sup>29)</sup>

- ⑲ 専門図書館のハイライトは、その専門分野の情報資料の利用面にある。頭と力を絞ってあらゆる努力を傾けて、利用の値を高めつつ、正確な情報を提供しようとする〔ところにある。〕(石井秀雄, 1973年)<sup>30)</sup>

二つともある実務をのべるついでに表現された言葉である。この前者⑱はまさに利用者の概念が中心に座っているが、目的とかサービスという規準を立てるなら、こちらへもフェイルすべきだろう。後者の⑲は、実務家に徹した元経済企画庁図書館長の言葉で、定義ではないが専門図書館の作業目的をついたものである。

最近十余年間のわが国専門図書館界は、利用者の要望を重視する傾向が強くなり、このことから実は利用者中心の専門図書館の定義を期待していたが、その少なさに驚かされた。しかし、⑲のように実務的レベルに下りると、いくつかこれを見つめることができる。

- ⑳ (専門図書館の業務は) 機関の定めた目的にそうように有利な資料を効果的かつ経済的に収集、整理、保管して、利用者の必要とする資料をタイミングよく提供すること(である。)(資料管理ガイドブ

ック, 1965年)<sup>31)</sup>

- ㉑ 専門図書館の機能は単に資料を収集保存するだけでなく、その資料を研究者に頒布することによって研究に役立たせることにある。(ブリタニカ国際大百科事典, 1974年)<sup>32)</sup>

なお、世界大百科事典には専門図書館を含む特殊図書館について、つぎのような記述がある。

- ㉒ 〔特殊図書館とは〕特殊な利用者のために、特殊な図書館資料を収集した図書館。たとえば商工図書館、点字図書館。(裏田武夫, 1966年)<sup>33)</sup>

ここで注意を促しておきたいのは、この利用者の規準を他の規準と組み合わせた定義類は、わが国でもかなり多く存在している点である。ここに紹介したのもそうであるが、先に掲げた③④は特定専門分野という規準との組み合わせであり、⑬⑭は設置母体との組み合わせである。

海外の定義をみると、この利用者という要素を含むものが数多く見られる。ことに海外の場合、設置母体という判定規準が、この利用者規準と結合しているケースが多く、それだけ前述の設置母体を規準にとる定義が少なくなり、その分だけこちらのグループにはいるものが増えている。

例えば、つぎに掲げる定義は、設置母体という規準を含むものと見てもおかしくないものである。

- ㉓ 特定の組織の活動を促進する上に必要な、あらゆる知識や経験を役立てるために組織された機関(を専門図書館という。)(L. H. Morley, 1952年)<sup>34)35)</sup>

さて、前項の設置機関の⑱で、ユネスコの定義を後半分だけ紹介したが、ユネスコのそれはつぎのように、前半部分に「利用者」規準を導入し、二つの規準をもつものとなっているので、ここで紹介しておこう。

- ㉔ 専門図書館とは、原則として限られた数の専門家、科学者、研究者などにサービスするよう設計されたもので、公共図書館、大学図書館、学校図書館の範ちゅうにはいらぬものである。(Unesco. 1958年)<sup>36)</sup>

このほか、つぎのような定義や表現がある。

- ㉕ (専門図書館とは) 特定利用者グループのニーズに合うよう集められた図書館資料のコレクションである。(J. Shera, 1952年)<sup>37)</sup>

- ㉖ 専門図書館は実質的に、その親機関の進歩に役立つ調査研究を援助するためだけに存在している。(F. G. van der Riet, 1957年)<sup>38)</sup>

- ㉗ 専門図書館は歴史的にもまた現在でも、組織が

## 専門図書館の定義

その最終目標を達成するのに必要な情報を提供する組織の一部門である。(P. Wasserman, 1964年)<sup>39)</sup> 定義類をいくつも並べたが、この項で紹介したい海外のそれはまだたくさんある。しかしこのあたりで残りを割愛し、最後に、この‘利用者’が何かを問題にして、定義の中に織りこんだ Feskett のものを掲げておこう。

㉔ 専門図書館とは、そのメンバー達が少なくともその諸活動のいくつかを共通の目的に向けている、図書館外に存在するあるグループにサービスしている図書館をいう。(D. J. Foskett, 1955年)<sup>40)41)</sup>

### D. その他の判定規準をもつ定義類

以上、専門図書館の関係者が、あるものを専門図書館とみる判定規準として、専門主題分野、設置母体、利用者の三つをとりあげ、これらの要素を含んでいる定義や表現を見てきた。この三つの要素はお互いにからんでいる面もあり、どちらに分類してもさしつかえない定義類もいくつかあったが、ともかくどこかのグループに押しこんで掲げてきた。

ところが、数多い定義や表現の中には、これまでにあげた三つの規準以外の規準を含んでいるものもある。どこかに押しこむのには、少し無理を感じるものも含め、ここではこうした定義類を拾ってみよう。もちろん、大部分の定義や表現は、前記三つの規準を含んだもので、ここでとりあげるべきものは数的にかなり少ない。

その他の規準をもつ定義類としては、まずサービスという規準をもつものがあげられる。

㉕ 専門図書館の基本的特色は、コレクションの主題分野でもなければ、設置母体のタイプでもなく、ましてサービスする特定の人々でもない。それはむしろ、提供するサービスの種類にある。(H. Henkle, 1949年)<sup>42)</sup>

㉖ 専門図書館を区別しているものはそのサービスである。サービスはすべて要求次第である。換言すれば、そのサービスは必要な情報を、必要な時に、必要な形で、ライブラリアンが利用者の側に立ってやる気を起す方法で要求されて、はじめて成り立っている。(R. Vormelker, 1952年)<sup>43)</sup>

このほか、Musiker はこのサービスに関して“1915年に Ethel M. Johnson もサービスは専門図書館の最も重要な規準であると言っている”と指摘し、また J. H. Moriarty の定義も紹介している。<sup>44)</sup>

サービスのほかの規準として、専門図書館の職員を念

頭においた発言もいくつか見うけられる。

㉗ もし専門図書館が不可解であるとすれば、それは専門図書館の職員がはっきりしないものだからである。(E. Waters, 1962年)<sup>45)</sup>

㉘ (専門図書館は)一般に、訓練されたライブラリアンが担当すべきもの、普通の図書館で実験ずみの実務を採るべきところ、という認識が高まってきている。(B. C. Vickery, 1953年)<sup>46)</sup>

サービスおよびスタッフの規準のほかに、収集している資料の形状や、専門図書館の規模の小ささについての表現がいくつか見つけられる。しかし、これらは明らかに、専門図書館の現象の特徴を述べているにすぎないので、ここでは採りあげない。

ここで想起するのは E. G. Strable 達があげている専門図書館の特性である。彼等が専門図書館を他の館種と比較して導き出したのはつぎの五つの点である。<sup>47)</sup>

㉙ 専門図書館は

- (1) 設置場所が異なる。
- (2) 主題分野が限られている。
- (3) 利用者つまりサービスを受ける人の種類またはグループが異なる。
- (4) 小規模である。
- (5) 情報機能を重視する。

本稿では、これらのうち (1)(2)(3) を問題にし、(4)(5) は無視する結果となった。しかし、後述する論理から言って、このこと自体は問題ではない。

### E. 複数の規準をもつ定義類

これまでの記述でわかるように、定義や表現は単一の判定規準のみで構成されているとは限らない。副次的・制限的と考えている規準を付記したものもあれば、対等の複数の規準を併記しているものもある。むしろ、この方が多い。

すでに専門図書館の判定規準と思われる要素は一応出ていると思うが、ここでこれまでにどの項でも紹介できなかった複数規準をもつものをとりあげてみよう。

㉚ 情報部門、あるいは専門図書館とは、特定の分野の情報を収集し、整理し、特定の利用者を対象としてその情報を伝達する機能をもった部門をいう。いわゆる会社、研究所、官庁などの図書館、情報部、調査部などがその範ちゅうとして考えられる。(情報管理便覧, 1963年)<sup>48)</sup>

㉛ (専門図書館とは)学究的な会、調査機関、商工関係の事業団、官公署、又は教育的な研究所等によっ



て維持され、一定限度の学域に関する図書及びその他の印刷物、図表、記録資料、統計等を収集した図書館。職業上、又は技術上の参考に資する工業図書館の任務をもった公共図書館の商工部（課）、もしくは各種の専門分館（分室）、一主題に対し有益な質問に応ぜられる、たとえば音楽図書館、演劇図書館、放送図書館、医学図書館等をも専門図書館に包含する。（図書館学・書誌学辞典、1967年）<sup>49)</sup>

- ③⑤ 特殊専門図書館とは何か。……ともかく、基本的性格として考えられるのは、特殊な利用者と、特殊な集書と、特殊なサービスの技術方法である。（裏田武夫、1954年）<sup>50)</sup>
- ③⑦ 専門図書館は、情報の準備と活用を通じて、そのスポンサーを援助するように設計された、組織体内部の部門である。このスポンサーは商業機関、産業機関、非営利団体、政府機関、研究機関、あるいは文化団体である。（*The encyclopedia of education*, 1971年）<sup>51)</sup>
- ③⑧ 図書館はつぎのような場合“専門”と呼ばれる。
  - (1) コレクションが専門化している。
  - (2) ある特殊な利用者グループにサービスする。
  - (3) 特別の主題問題や手法について特殊な訓練を施されたスタッフがいる。
  - (4) 特殊な、通常個人対象のサービスを提供する。（*Encyclopedia Americana*: E. Brodman, 1973年）<sup>52)</sup>
- ③⑨ 専門図書館の特殊性は
  - (1) 図書館以外の目的を持つ組織の中のサービス機関であること。
  - (2) 資料の収集や情報サービスが特定の組織の要請に応じて行われること。
  - (3) 蔵書数、職員数からみて、一般に規模が小さいこと。（K. L. Kinder, 1953年）<sup>53)</sup>
- ④⑩ （特殊図書館または専門図書館には）二様の意味がある。A) そこに蒐集された図書群が、何等か特殊の目的又は用途に供する、即ち、特定の主題に関するものを集めたもの。例えば医学関係とか、農業関係とか、商業或は工業関係のものと言う如き単一目的を有するもの。之等に対しては *libraries for special subjects* と言い、専門図書館の部に属するものである。B) 特殊な利用者を目的としたもの。（以下略）（*欧中対訳 図書館大辞典*, 1925年）<sup>54)</sup>

### III. 結 論

#### A. 判定規準の整理

Kruzas は図書館のタイプをグルーピングするベースとして、主題（法律、医学、歴史等）、収集資料の形状（地図、絵、稀こう本等）、機能（研究調査、リクリエーション等）、機関（学校、大学、病院等）、読者階級（子供、盲人等）の5点をあげている。<sup>55)</sup>

また、Musiker はいろいろの定義を紹介するのに、つぎのような項目を設けている。<sup>56)</sup>

- (1) 利用者
- (2) サービス
- (3) 蒐書（内容または主題分野）
- (4) 特殊コレクション（内容または資料の形状）
- (5) スタッフ

この二人のあげた項目はいずれも、そのまま、ここでいう専門図書館の判定規準として採用できるものであるが、これに、前述の③③ Strable 達のいう特性、③⑧ アメリカーナにある Brodman の表現、③⑨ Kinder の考える特殊性を重ねてみると、第1表のようになる。

第1表 表現者別専門図書館の判定規準一覧

表現者	規準 専門 主題	設置 母体	利用者	そ の 他
クルーザス	○	○	○	機能、資料形状
ムジカー	○	△ →	○	サービス、 スタッフ
ストレイブル達	○	○	○	規模、機能
ブロードマン	○	△ →	○	サービス、 スタッフ
キンダー		○	○	規 模

△印の規準は、矢印方向の規準に含まれていることを示す。

もちろんこの表は、それぞれの人が言っている表現内容を汲んで、筆者が作成したもので、規準となる表現も筆者がこれまで用いてきた言葉になおしてある。そして、中には微妙なニュアンスを含んだ表現もあるが、これも強引に筆者の言葉に引き寄せてある。

この表は述べるまでもなく、何人かの人が言っている規準はどれかを摘出し、これをもとに何かしようというものではない。例えば、もっとも多くの人が規準として採用している‘利用者’に注目し、普遍的な定義を推薦するとか、組み立てようとかいうものではない。ただ、

## 専門図書館の定義

てっとり早く、規準としてどんなものがあるかを網羅的に一覧しようとしただけである。定義としては不適切な専門図書館の特性を述べるものも採りあげたのは、専門図書館の判定規準となる用語のものを防ぎたかったからにはかならない。

この意味で、次の作業は少なくともこれまで掲載した限りの定義や表現に、この表にある規準以外の規準がないかを調べることであろう。この表を頼りに筆者がチェックしたところでは、つぎの二つの点が浮び上ってきた。しかもこの二点は定義に至る道を暗示するものである。

一つか二つの定義を除いて、どの定義にもどの表現にも必ず登場している規準があるのである。それは「図書館」という規準である。ある場合には「情報・資料を収集し、組織し、提供する」という図書館の業務として述べられ、ある場合には「要求に応じてサービスする」という図書館の機能として描かれ、またある場合には「コレクション」と言い、図書館を示唆している。

定義類の中に「機関」という語がよく出てくる。これは図書館を意味している場合と、その親機関を指している場合の二つに分けられる。筆者はこの混乱を避けるため、後者の場合を設置母体と呼んできたが、それはともかく、この図書館が機関という言葉で表わされている定義もある。

いずれにしても、「図書館」が専門図書館の重要な判定規準であり、前記表中の規準に加えるべき言葉であることはまちがいない。このことは語句の上から言えば、専門図書館および Special library の「専門」および「Special」が問題で、その理解の相違が定義類の違いとなっていることになる。つまり専門図書館は図書館の一つとして眺められていることを意味する。専門図書館を眺める人が図書館界の人であるからには当然かもしれない。専門図書館というからにはあたりまえかもしれない。しかしこのことは、専門図書館を図書館の枠内でみるというきらいを呼んでいる。

端的に言って、多くの定義や表現は専門図書館を、その図書館としての現象面から扱っている。それはこの規準の一覧表からみても明らかである。情報を記録している資料を持っているという現象はもちろん、特定主題専門分野の資料を集めとか、利用者の要求に基づいて提供とか、どの種の設置母体があるとか、すべて現象である。サービスやスタッフや資料の形状や規模に至っては、より現象的である。

大部分の定義が、属性に着目したものであるが、特性

を記述したものと変らないのは、同じ現象レベルで把握されているからである。表現のほとんどが、ある現象の解説に当てふれられたものであり、当然これらも現象レベルで表わされている。このため、特定主題分野の資料を収集している大学・公共図書館もあるし（見方によってはすべての図書館が何らかの分野に偏っている）、設置母体が特殊な大学・学校図書館もあるし、利用者を重視する公共・大学図書館もある、という反論に合うことになる。ここに至って、規準はいくつか組み合わせざるを得なくなる。そしてそれでも問題を残すことになる。

この表に出ていない第二番目の規準は、専門図書館の「目的」である。いや、この表には Kruzas が「機能」という言葉で表現している。Strable 達の言う機能は、情報を重視するというもので、現象的であり、ここでは問題外におかれる。ここで問題にするのは、専門図書館がその設置母体の中で果す機能であり、専門図書館にとっての目的である。これは決して「利用者のために」とか、「利用者にサービスするために」という直接的目的ではなく、もっとその奥にあるものである。

第II章C節で、「①…研究に役立たせることにある。」②⑥…調査研究を援助するためだけに存在している。」という定義を紹介した。これまで採りあげていないが、戸田光昭氏も「専門図書館の場合には（歴史的にみると）確実に調査研究活動に結びついているといえよう」と書いている。<sup>87)</sup> 筆者は、その用語の解釈にもよるが、現在の専門図書館が調査研究のためにだけ役立っているとは思わないが、この調査研究という言葉はここで評価したい。

しかし、まだもどかしい。調査研究を生み出すもの——これは組織体である。組織体はなぜ調査研究を必要とするのか。ここに切りこんで初めて、ここでいう、「目的」が出てくる。換言すれば、図書館的なものの存在理由が出てくるし、定義に至ることができる。

この規準を盛りこんだ定義が二つある。L.H. Moorley が言った「②③ 特定の組織の活動を促進する上に必要な、あらゆる知識や経験を役立てるために組織された機関」と、P. Wasserman の述べた「②④…組織がその最終目標を達成するのに必要な情報を提供する組織の一部門」がそれである。

### B. 定義の考え方と一私案

定義はその現象を現出している本質を突いたものでなければ、容易にくずれ去る。抽出した規準は、ただ一つを除いて、明らかに現象に類する。「図書館」でさえ現象と言えよう。残ったのは「機能」、その図書館という

現象——慎重な言い方をすれば、図書館のようなもの——を生み出している本質、つまり専門図書館の存在目的である。

たびたび引用するが、Musikerも「専門図書館のもっとも重要な見方は、それが果している目的と機能である」と言っている。<sup>58)</sup> 原田 勝も「専門図書館は…所属機関の調査研究活動の中においてその役割を考えるべきである」と述べている。<sup>59)</sup> なぜ専門図書館は存在するのか。飾りもののいくつかの例ではなく、大部分の生まれるべくして生まれた専門図書館について、この問いに答えてみる必要があろう。逆に、なぜ各組織体は図書館みたいなものを設置するのかとの問いに答えてみてもよい。

筆者も参加した「専門図書館の役割」には、各事業体はその事業を行なうにあたり、その事業体外部の情報が不可欠であり、その外部情報のあるものは記録されたものであることが記されている。<sup>60)</sup> 地方自治体を含むこれらの事業体を総称して組織体と呼ぶとすれば、組織体は意思決定を行なうのに、判断や問題解決を行なうのに、さらには作業を遂行するのに情報を必要とし、正確に時と場所をこえて伝えられる記録された情報、すなわち資料も必要とする。組織体の意思決定から作業に至る仕事は、時に調査、時に企画、時に研究と呼ばれる業務を生み出す。これらは意思決定論でも明らかにされているところである。<sup>61)</sup>

これらの業務が、さかのぼって言えば組織体が、資料を必要とし、そこに図書館みたいな業務あるいは部門を要請するのである。これを図書館人は専門図書館と呼んでいるのではないだろうか。先述「専門情報機関総覧」でチェックすると、大部分が上述の機能を持つものである。また、これまで述べてきた種々の定義や表現も、ほとんど適用しうる。つまり、これをもって定義化する見通しがたつのである。

このような定義で包含できないのは点字図書館や刑務所の図書館である。これらはわが国では特殊図書館と呼ぶ人がよっては、また英語では専門図書館とも呼ぶ。さらに、何人かが専門図書館とみている公共図書館や大学図書館の専門分野別のランチも含まれている。これらをUnescoは専門図書館ではないとしているが、SLAは専門図書館に含んでもよいとしている。したがってこのような定義が、このあたりに問題を残していることは否めない。

しかし、この機能面からの定義は、同じ県立の公共図

書館を専門図書館から除外し、職員の利用する行政資料室を専門図書館の仲間に入れる。少なくともわが国の専門図書館関係者の感覚には合致する。

こうした現実もふまえて一つの私案を述べるとつぎのようになる。

**専門図書館とは、組織体がその活動を行なうのに必要な、外部の記録情報を得るために設置した一部門である。**

これには注釈を要する個所を含んでいる。「外部の記録情報」は特に注釈が必要と思われる。専門図書館の中には数多くの内部の記録情報を所有したり、これをもとにサービスをしているところもある。しかし、「内部情報は外部情報を取り扱う所があるために加えられたのである。内部情報だけを取り扱う所は専門図書館とは呼びにくい」というのが大方の関係者の意見と見てよい。生産データ、販売データ、会計データなどの内部情報は、伝票や業務日報やコンピュータにインプットされた形で存在するが、これらだけ管理している所は、筆者も専門図書館とは思わない。

ここで是非言及しなければならないのは、我が国の専門図書館界にかなりのシェアをもっている学協会や経済団体・業界団体の設置する図書館や資料室である。これらの図書館や資料室の中には、公共の用に供しているものも見受けられ、いわゆる公共図書館と思われるふしがあるが、端的に言って、これらは殆ど専門図書館とみてよい。理由を述べよう。団体の実質はその会員にあり、その会員が資料入手の便宜上、あるいは経済的便宜上、協同で設置したものがこれら団体の図書館・資料室である。組織体が自らの内部組織を延長したのが団体の図書館・資料室である。つまり団体の図書館・資料室は上記の定義による専門図書館である。たしかに大衆にサービスする団体の図書館・資料室もあるが、そのサービスは副次的なものとみてよい。この意味で、めったにないが、純粹に個人的学究が目的の会員だけで成る学協会の資料室は専門図書館とはいえない。

さて、MorleyとWassermanの二人は、これに似た定義をそれぞれ提唱している。にもかかわらず、なぜ彼らの定義は普遍的なものになっていないのか。最後に述べておきたいのは、定義を受け入れる側にも問題があるということである。図書館界の人々にはあまりにも現象的なものに染まりすぎてはいないのか。そこに「図書館」が明確に登場しないと受け入れようとならないのではないのか。筆者は彼らの定義を高く評価するとともに、その普

専門図書館の定義

偏化しなかった理由として即座に、図書館界の人々の姿勢を思い浮べるものである。本稿をとじるにあたって強調しておきたいのは、我が国では専門図書館を専門主題分野をもって区別している人が多いが、この理解では様々な機能をもった図書館を同一視することになり、これでは理論的解明の余地が少なくなるという点である。

- 1) Musiker, Reuben. *Special libraries; a general survey*. Metuchen, Scarecrow Press, 1970. 215 p. を一例としてあげることができる。
- 2) このことは多くの文献に述べられている。上記 Musiker の第1章もこの問題意識で書かれているが、ここでは次の文献を例として掲げておく。Kruzas, Anthony Thomas. *Business and industrial libraries in the United States, 1820-1940*. New York, SLA, 1965. p. 7.
- 3) 専門図書館協議会. 専門情報機関総覧 1976. 東京, 1976. 563 p. (英文書名は *Directory of special libraries, Japan*)
- 4) Foskett, D. J. *Science, humanism and libraries*. London, Crosby Lockwood, 1964. p. 34-44.
- 5) Foskett, D. J. Special libraries. Paper prepared for presentation at the International Conference on Librarianship held in Kingston, Jamaica, 1972 Apr. 23-29. ERIC Microfiche ED 061 995. p. 1.
- 6) 原田 勝. "専門図書館論," *東京大学教育学部紀要*, no. 13, 1973, p. 191.
- 7) 前園主計. "専門図書館学の提唱," *専門図書館協議会会報*, no. 37, 1968, p. 1-3. および専門図書館協議会が 1972年以降, 研究調査委員会を設け, **専門図書館の役割**ほかの報告書を刊行しはじめたその姿勢にうかがえる。
- 8) 専門図書館協議会. **専門図書館の役割**. 東京, 1972. p. 1.
- 9) 竹林熊彦. 専門図書館. <竹林熊彦編 **特殊図書館** (新日本図書 第15巻) 京都, 蘭書房, 1955> p. 7-9.
- 10) 例えば, **専門情報機関総覧 1972** の調査票に, 専門情報機関とは special library だとしながら, '特定分野について情報資料を収集・整理・保管し, 利用者に対し情報提供のサービスをするために設けられた官公庁, 特殊法人, 民間企業体……などの内部組織, ならびに上記サービスを主たる業務とする独立機関' と書いてある。
- 11) 澤本孝久. "専門図書館の経営管理について," *びぶろす*, vol. 17, no. 9, 1966, p. 1.
- 12) 岡田 温. "専門図書館における諸問題," *びぶろす*, vol. 17, no. 7, 1965, p. 1.
- 13) Wright, J. E. The special library and information service. <Ashworth, Wilfred, ed., *Handbook of special librarianship and informationwork*, 2nd ed. London, Aslib, 1962> p. 1.
- 14) Ranganathan, S. R. "Special librarianship," *Special libraries*, vol. 40, no. 9, 1949, p. 362.
- 15) Special Libraries Association. *Amendments to the constitution and by-laws*. New York, 1958.
- 16) Johns, Ada Winifred. *Special libraries*. Metuchen, Scarecrow Press, 1968. p. 13.
- 17) *Ibid.*, p. 57.
- 18) Kruzas, *op. cit.*, p. 5.
- 19) *Encyclopaedia Britannica*, vol. 14. Chicago, 1955. Libraries—Special library の項. p. 8.
- 20) Musikery, *op. cit.*, p. 24.
- 21) 北島武彦. "専門図書館の沿革と現況," *びぶろす*, vol. 18, no. 9, 1967, p. 3. ここに"公共・大学・学校図書館に対応する館種としての専門図書館という呼称は依然として使用される"とある。
- 22) 横塚光雄. "専門図書館協議会設立経過," *びぶろす*, vol. 3, no. 6, 1952, p. 6-7.
- 23) 石川長寿. "専門図書館は如何にあるべきか," *びぶろす*, vol. 5, no. 5, 1954, p. 3.
- 24) **社会科学大事典**. 東京, 鹿島研究所出版会, 1970. 第14巻の図書館—近代図書館の種類 (森耕一著)—専門図書館の項. p. 78.
- 25) 専門図書館協議会. **専門情報機関総覧 和文篇**. 1972年版. 東京, 1972. p. 404.
- 26) Unesco. "Needs of special libraries," *Unesco bulletin for libraries*, vol. 10, no. 11/12, 1958, p. 254.
- 27) Ferguson, Elizabeth. Preface. <*Directory of special libraries*, 4th ed. New York, SLA, 1953>
- 28) Landau, Thomas ed. *Encyclopaedia of librarianship*, 3rd rev. ed. London, Bowes & Bowes, 1976 (1st ed. 1959) p. 411. Special library の項.
- 29) 長沢雅男. "専門図書館の参考調査活動," *びぶろす*, vol. 16, no. 2, 1965, p. 1.
- 30) 石井秀雄. "情報環境と図書館機能の対応の諸問題," *専門図書館*, no. 50, 1973, p. 23.
- 31) 増井健吉. 資料管理の意義. <専門図書館協議会編 **資料管理ガイドブック**. 東京, ダイアモンド社 1968> p. 3.
- 32) **ブリタニカ国際大百科事典**. 東京, ティビーエス・ブリタニカ, 1974. 第14巻の"図書館"—処理運営—図書館の種類と組織の項. p. 579.
- 33) **世界大百科事典**. 東京, 平凡社, 1966. 第16巻の図書館—近代図書館の種類 (裏田武夫著)—特殊図書館の項. p. 524.
- 34) Morley, Linda H. *Contributions toward a special library glossary*. 2nd ed. New York, SLA, 1950.
- 35) 原田啓一郎. "米国の専門図書館と相互の協力関係," *びぶろす*, vol. 9, no. 2, 1958, p. 14 の訳による。
- 36) Unesco, *op. cit.*, p. 254.

- 37) Shera, Jesse H. "Special librarianship and documentation," *Library trends*, vol. 1, no. 2, 1952, p. 194.
- 38) Riet, F.G. van der, "Special and university libraries as sources of research material and information," *South African Libraries*, vol. 18, no. 4, 1951, p. 125-6.
- 39) Wasserman, Paul, "One of species; the special library," *Library journal*, vol. 89, no. 4, Feb. 15, 1964, p. 797.
- 40) Foskett, D. J., Special libraries. <Proceeding of the Annual Conference, Library Association 1955> p. 69.
- 41) 原田 勝, *op. cit.*, p. 198 の訳によるが, 氏はこの定義を別の文献 Foskett, D. J. *Science, humanism and libraries* (1963) p. 34 で得ている.
- 42) Henkle, Herman H. Education for special librarianship. <Berelson, Bernard ed. *Education for librarianship*. Chicago, ALA, 1949, p. 170-182.
- 43) Vormelker, Rose L. "Special library potential of the public library," *Library trends*, vol. 1, no. 2, 1952, p. 200.
- 44) Musiker, *op. cit.*, p. 18-9.
- 45) Waters, Edward N. "Special library education," *Library trends*, vol. 1, no. 2, 1952, p. 245.
- 46) Vickery, B. C. "Recent trends in special libraries," Northwestern Polytechnic School of Librarianship, *Occasional papers*, no. 1, 1953, p. 17.
- 47) Strable, Edward G., ed. *Special libraries; a guide for management*. New York, SLA, 1966. p. 1-2.
- 48) 情報管理便覧. 東京, 日刊工業新聞社, 1963. p. 261.
- 49) 植村長三郎編著. 図書館学・書誌学辞典. 東京, 有隣堂, 1967. 専門図書館の項. p. 273.
- 50) 裏田武夫. "図書館界のホープ; 特殊専門図書館論," *びぶろす*, vol. 5, no. 1, 1954, p. 3.
- 51) Deighton, Lee C., ed. *The encyclopedia of education*. New York, Macmillan, 1971. vol. 5 の Library, Special (by Martha Jane K. Zachert) の項. p. 599.
- 52) *Encyclopedia Americana*, vol. 17. New York, Americana Corp., 1973. Library—Special libraries (by Estelle Brodman) の項. p. 351.
- 53) Kinder, Katherine L. "What makes us special," *Special libraries*, vol. 44, no. 7, 1953, p. 274-5.
- 54) 間宮不二雄編. 欧・中・和対訳図書館大事典. 東京, ジャパン・ライブラリー・ビューロー, 1952. (初版 1925) Special library の項 p. 449.
- 55) Kruzas, *op. cit.*, p. 3.
- 56) Musiker, *op. cit.*, p. 14-26.
- 57) 戸田光昭. "専門図書館とは何か; 私の専門図書館論," *図書館雑誌*, vol. 66, no. 1, 1972, p. 28.
- 58) Musiker, *op. cit.*, p. 32.
- 59) 原田, *op. cit.*, p. 198.
- 60) 専門図書館協議会. 専門図書館の役割, *op. cit.*, p. 22-5.
- 61) 前園主計. "企業戦略と情報活動 1; 企業経営と情報活動," *情報管理*, vol. 17, no. 4, 1974, p. 276-85.